

## 第7章. 目標の設定

### 7-1 目標の設定

#### (1) 目標設定の考え方

本市では、既存の都市機能が整備された市街地の北側に、ゆっくりと時間をかけて居住を誘導していき、その区域内に都市機能を集約することで、利便性の高い、安全で安心な都市構造を構築していくことを目標としています。

そのため、3つのまちづくりの基本方針に基づく様々な施策を展開していくことで、将来において持続可能な都市構造を構築することを目指しています。

#### 【まちづくりの基本方針】

##### 基本方針1

- ①居住を誘導する施策を講じることにより、生産年齢人口のまちなかへの回帰を目指します。
- ②子どもから高齢者までの多様な世代が交流でき、地域コミュニティが継続して形成される環境を創出します。

##### 基本方針2

- ③公共交通利用圏域における居住環境の整備等により公共交通を利用しやすい環境を創出し、本市の主要な公共交通であるコミュニティバス交通網の維持・向上を図ります。
- ④若年層や高齢者が便利に暮らせる環境を創出するため、公共交通の基盤を整備します。

##### 基本方針3

- ⑤適切な誘導施設の設定や誘導施策により、既存の都市機能増進施設の郊外への進出を抑制し生活サービス水準の維持を図ることで、都市の魅力を確認します。
- ⑥新たな都市機能増進施設の集約立地を図ることで、将来にわたり持続可能な都市の魅力を創出します。

本市は、過去から人々との交流やつながりによって都市を形成してきたといえます。そのため、今後も人々との交流を通して、様々な地域コミュニティを創出し、健康で生きがいに満ちた都市構造を構築していきたいと考えております。

本計画で示すように、都市機能や日常生活サービス機能を集約するとともに、公共交通での移動が確保されたまちを構築することにより、暮らしやすく利便性の高い都市環境を創出することができ、子育て世代を中心に都市の活力を生み出し、子どもから高齢者までが笑顔にあふれ安心して暮らし続けることができる持続可能なまちづくりに繋がるものと考えております。

## (2) 目標指標の設定

前項の考え方にに基づき、立地適正化計画の目標としては、下記に示す項目を掲げます。

### 1) 居住誘導区域の人口密度の維持

基本方針1に掲げる生産年齢人口の誘導に向けては、利便性の高い市街地環境が重要であり、その実現が必要です。そのためには、居住誘導施策を講じることでまちなか定住を進め、住民の利用ニーズ確保に基づく都市機能誘導区域内に立地する生活利便施設の郊外流出の抑制や区域内での新規立地が図られることが重要であると考えられます。このため、誘導施策の実効性や都市機能の誘導の効果を確認する必要があることから、居住誘導区域内の人口密度を確認することで、その効果を把握していきます。

また、今後人口減少が進展していく本市においては、居住誘導区域内の人口密度を維持していくことで、区域内の都市環境や利便性を守るとともに、持続可能な都市構造の構築を目指していきたいと考えております。

### 2) 公共交通利用者数の確保

基本方針2に掲げる高齢者や交通弱者を含めた市民が安心して生活できる都市環境の創出に向けては、市民の足となる公共交通機関は将来的に重要となります。

そのためには、公共交通網（コミュニティバス）の持続的な運営が重要であり、本市が実施していく施策等の効果を把握していく必要があります。

そこで本市では、公共交通（コミュニティバス）の利用者数を目標とし、平成29（2017）年2月にコミュニティバスの再編を実施したことから、将来において再編後の利用者数の確保を目指していきます。

### 3) 都市機能誘導区域における生活利便施設のカバー率

基本方針3に掲げる将来にわたり持続可能な都市の魅力創出に向けては、都市機能誘導区域内における生活利便施設の郊外流出の抑制や既存施設の活用、新たな都市機能の誘導及び立地により、居住誘導区域内の生活の利便性や環境が向上し、居住の誘導に繋がっていくものと考えられます。

そのため、都市機能誘導区域内における都市機能の状況や施策等の効果を把握するため、生活利便施設（子育て支援施設、児童福祉施設、大規模小売店、文化施設、交流施設）のカバー率を目標に設定します。

また、目標値については、都市機能誘導区域内におけるカバー率について100%を目指していきます。

以上の目標について、まちづくりの効果を客観的に評価する定量的指標（目標指標）を次のように設定します。

表. 目標指標

方針	目 標		
	項 目	現 況	目 標
基本方針 1	居住誘導区域の人口密度	39.5 人/ha (H29)	39.5 人/ha (H47)
基本方針 2	公共交通利用者数 (コミュニティバス)	295,724 人 (H29)	300,000 人 (H47)
基本方針 3	都市機能誘導区域における 生活利便施設のカバー率	94.3% (H28)	100.0% (H47)

※目標値に設定する生活利便施設は、「子育て支援施設」、「児童福祉施設」、「大規模小売店」、「文化施設」、「交流施設」とします。

※生活利便施設のカバー率は、施設から 500m の利用圏域（徒歩圏域）を表したものです。

本計画に掲げる施策や目標が実現されることで、将来的な市のまちづくりにおいては以下のような効果が期待されます。

#### 期待される効果 1

- ▶ 生産年齢人口（子育て世代）を中心としたまちなかへの定住が促進されることで、住宅取得の動きが活発になり、居住誘導区域における空き家の活用が促進することが期待されます。

⇒ **平成 30(2018)年度の空き家数のうち 5%活用**

#### 期待される効果 2

- ▶ 都市の魅力向上や公共交通のアクセス性確保により外出機会が増加し、まちなかで往来する人が増え、賑わいが再生することで、商業集積地\*の小売業 1 店舗あたりの売上が増加することが期待されます。

⇒ **1.2 億円/店舗・年(平成 26(2014)年度)から 1.3 億円/店舗・年(平成 47(2035)年)**

※商業集積地：商業統計において定義されている地区を指します。

#### 期待される効果 3

- ▶ 誘導施設の郊外進出の抑制や緩やかな居住の誘導により、市街地の郊外化が抑制され、まちなかに人や施設が集まってくることで効率的な都市経営が図られ、公共施設の維持管理費の削減が期待されます。

⇒ **平成 28(2016)年度より年間約 2 億円削減**

(3) 評価方法の検討

都市計画運用指針では、「立地適正化計画を策定した場合においては、おおむね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討するべきである。また、その結果や市町村都市計画審議会における意見を踏まえ、施策の充実、強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うべきである」とされています。

本計画の評価・検証にあたっては、5年毎にモニタリングを実施して進捗状況を確認するとともに、計画の評価・検証等を実施します。

また、敦賀都市計画審議会にも評価結果を報告し、意見聴取を行うとともに、必要に応じて、策定委員会を立ち上げ、計画の見直しを行います。

なお、各施策・事業については、PDCA サイクルの考え方にに基づき、時代の潮流や様々な状況変化に対応しながら、長期的な計画の運用・管理を行います。



図. PDCA サイクルの考え方